

柏原羽曳野藤井寺消防組合火災予防条例の一部改正（素案）に対するご意見を募集します

当消防組合では、平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災などを受け、重大な消防法令違反がある建物に関する情報を消防本部ホームページ上で公表することとし、建物の利用者が確認できるよう、柏原羽曳野藤井寺消防組合火災予防条例の一部改正手続きを進めています。

この改正案の考え方を公表するとともに、市民の皆様のご意見を募集します。

1 意見の募集期間

平成28年11月1日～平成28年11月30日

2 意見の提出方法

必ず氏名及び連絡先（住所、電話番号又はFAX番号など）を明記のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由となっております。

なお、氏名及び連絡先の記載がない場合は受付できませんので、ご了承ください。

○郵送の場合：〒583-0015 藤井寺市青山3丁目613番地の8

柏原羽曳野藤井寺消防組合 予防課予防係宛

○窓口へ直接持参の場合：柏原羽曳野藤井寺消防組合予防課予防係（消防本部庁舎3階）

○ファックスの場合：072-958-9900

○電子メールの場合：yobou@khf119-osaka.jp

※HP掲載時は、意見募集フォームになります。

3 閲覧・配布資料の内容

○柏原羽曳野藤井寺消防組合火災予防条例の一部改正（案）[新旧対照表]

※平日8時45分から17時15分までの間、消防本部予防課にて閲覧できます。

4 意見提出者

○柏原市、羽曳野市及び藤井寺市に在住・在職・在学の人、柏原市、羽曳野市及び藤井寺市内で活動している個人・団体・業者

5 その他

○提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する柏原羽曳野藤井寺消防組合の考え方を消防本部ホームページで一定期間公表いたします。

・ご意見を提出された方の氏名など、個人情報には公表いたしません。

・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。

・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表いたします。

○単に賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や消防本部の考え方をお示ししない場合があります。

○提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表いたしません。

6 問い合わせ

予防課 予防係 電話番号 072-958-9928